

平成22年8月16日

株式会社 北陸銀行

## 金融円滑化に関する措置の実施状況について

株式会社北陸銀行（頭取 高木 繁雄）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条に基づき、中小企業者および住宅資金借入者からの債務の弁済にかかる負担軽減の申込みに関し、法施行日（平成21年12月4日）から平成22年6月末までに対応した措置の実施状況の結果について、別紙のとおりお知らせいたします。

以上

## 1. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	46,967	158,856	264,683
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	36,648	122,810	205,674
うち、実行に係る貸付債権の額	19,425	105,671	187,648
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	399	2,231	3,985
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	16,823	13,892	12,546
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	1,013	1,494
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	10,319	36,046	59,009
うち、実行に係る貸付債権の額	2,393	23,972	43,324
うち、謝絶に係る貸付債権の額	91	641	1,614
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	70	112	420
うち、審査中の貸付債権の額	7,790	10,122	10,982
うち、取下げに係る貸付債権の額	43	1,309	3,087

## 2. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,556	5,355	8,989
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	669	2,214	3,861
うち、実行に係る貸付債権の数	414	1,874	3,465
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	38	75
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	253	278	275
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	24	46
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	887	3,141	5,128
うち、実行に係る貸付債権の数	222	2,111	3,791
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	40	123
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	2	3	18
うち、審査中の貸付債権の数	650	841	889
うち、取下げに係る貸付債権の数	12	149	325

### 3. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	13,042	31,370	46,670
うち、実行に係る貸付債権の額	1,180	22,503	36,864
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	399	1,813	2,569
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	22	42	332
うち、審査中の貸付債権の額	11,462	6,979	6,940
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	73	296

### 4. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	169	502	851
うち、実行に係る貸付債権の数	30	301	637
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	25	51
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	1	4	12
うち、審査中の貸付債権の数	137	172	148
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4	15

5. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
 (債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：百万円)

	平成 21年 12月末	平成 22年 3月末	平成 22年 6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	2,132	5,944	9,565
うち、実行に係る貸付債権の額	286	2,812	5,807
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	174	511
うち、審査中の貸付債権の額	1,596	2,059	1,711
うち、取下げに係る貸付債権の額	249	897	1,534

6. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
 (債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件)

	平成 21年 12月末	平成 22年 3月末	平成 22年 6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	146	420	665
うち、実行に係る貸付債権の数	20	201	411
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	17	39
うち、審査中の貸付債権の数	111	142	(※1) 114
うち、取下げに係る貸付債権の数	15	60	(※2) 101

※ ※1を101件、※2を114件と一旦開示しておりましたものを訂正しております。